

就労訓練事業申請にかかる手続きの流れ

(事業所様にしていきたいこと)

1 認定の申請手続き

①認定に必要な以下の書類を提出いただきますようお願いします。

紀南圏域の事業所様については、以下の担当課へご提出ください。

提出先：三重県紀南福祉事務所 福祉課
〒519-4324
三重県熊野市井戸町383
TEL：0597-89-6116

※郵送でご提出の場合は、上記「紀南福祉事務所」もしくは「三重県庁」までお送りください。

〔 三重県庁：〒514-8570 三重県津市広明町13番地
健康福祉部地域福祉課 生活保護班あて 〕

注意1) 就労訓練事業の認定は「雇成型」「非雇成型」の別に行うものではありません。

No	チェック	書類名	備考
1	<input type="checkbox"/>	生活困窮者就労訓練事業「認定申請書」	様式第1号
2	<input type="checkbox"/>	誓約書	様式第2号
3	<input type="checkbox"/>	就労訓練事業を行う法人の「登記事項証明書」	
4	<input type="checkbox"/>	事業が行われる施設に関する書類	平面図や写真など
5	<input type="checkbox"/>	事業の運営体制に関する書類	事業所概要や組織図など
6	<input type="checkbox"/>	財政的基盤に関する書類	貸借対照表や収支計算書など
7	<input type="checkbox"/>	就労訓練を行う法人の「役員名簿」	
8	<input type="checkbox"/>	事業実施状況に関する情報公開のための措置にかかる書類	ホームページや広報誌等
9	<input type="checkbox"/>	非雇成型の利用者が加入する保険に関する書類	非雇成型の利用者が被った災害について、加入する保険のパンフレットや保険証の写しなど

②審査・認定

上記提出書類に基づいて事業所訪問を行い、詳細をヒアリングさせていただいたうえで、審査を行います。審査の結果、問題がなければ「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」交付しますので、受理をお願いします。

2 認定後

①就労訓練事業を行う際は、支援の担当者（就労支援担当者）を1名以上配置し、主に以下の業務をお願いします。

- ・ 支援に関する計画の作成
- ・ 対象者が就労するうえでの助言指導
- ・ 他の職員に対する普及啓発
- ・ 自立相談支援機関※との調整

〔 ※自立相談支援機関とは、生活困窮者の相談支援を行う機関であり、福祉事務所を設置する自治体、または同自治体から委託を受けた機関です。 〕

②自立相談支援機関との連携

対象者の就労方針を考えていくことや、支援に関する計画の作成等については、事業者様にまかせっきりせず、生活困窮者の場合は自立相談支援機関、生活保護受給者の場合は福祉事務所が協力して取り組みいたします。

また、書類作成等についても、少しでも事業者様のご負担が減るよう、協力いたします。

③就労内容等、具体的な内容について

事業開始前に随時、対象者に合わせた内容打ち合わせを行い、詳細を決定していきます。